資料３

健康保険料率の設定方法について

※一部、平成29年度第5回大阪支部評議会資料より抜粋

広報部鳥　けんぽん
©2018　協会けんぽ大阪支部

全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

● 単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）

○ 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金（法定準備金）として積み立てなければならないとされている（健康保険法160条の2）。

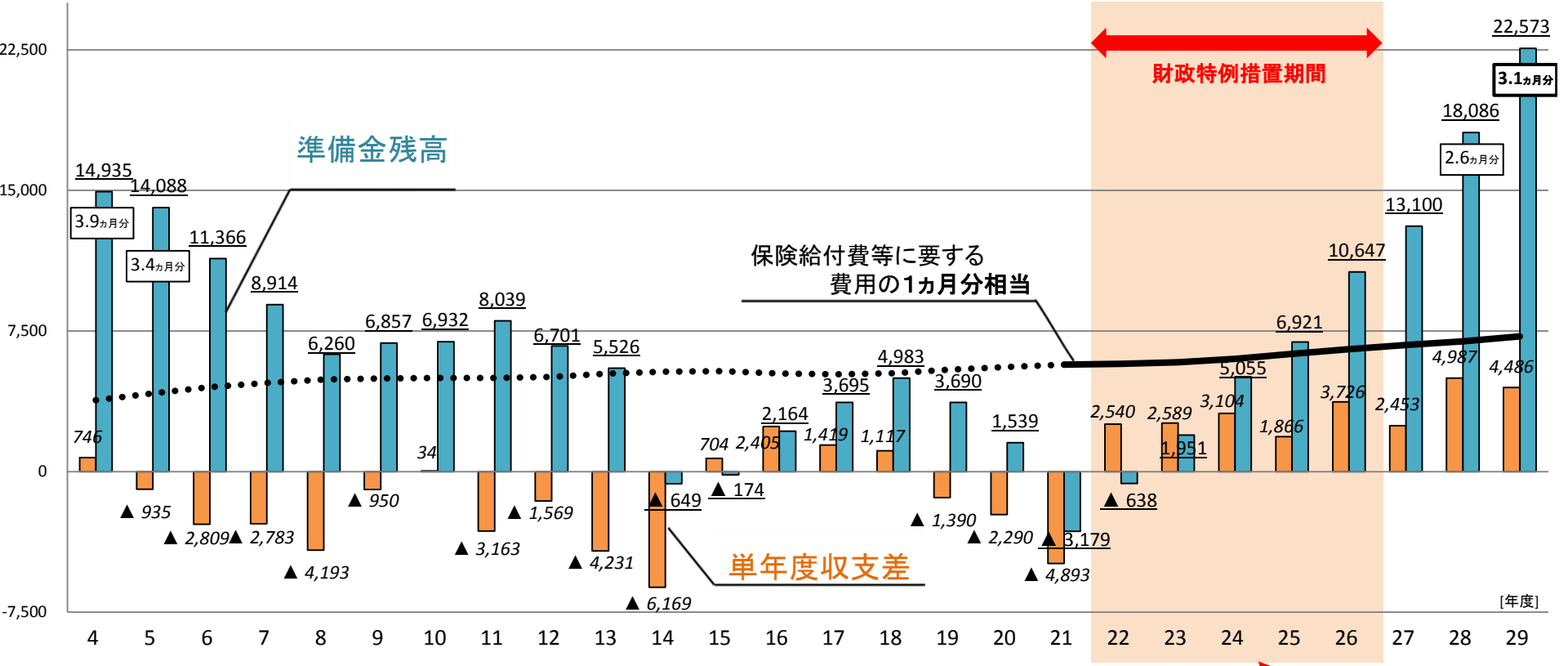

（4年度）
・国庫補助率
16.4%→13.0%

（6年度）
・食事療養費
制度の創設

（9年度）
・患者負担2割

（10年度）
診療報酬・薬価等
のマイナス改定

（12年度）
・介護保険制度導入

（14年度、16年度、18年度、20年度）
診療報酬・薬価等のマイナス改定

老人保健制度の対象
年齢引上げ（14年10月～）

（15年度）
・患者負担3割、総報酬制へ移行

（20年度）
・後期高齢者
医療制度導入

（22年度）
・国庫補助率
13.0%→16.4%

（27年度）
・国庫補助率
16.4%

（28年度）
診療報酬・薬価等
のマイナス改定

保険料率
8.4% → 8.2%（H4.4月～） → 8.5%（H9.9月～） → 8.2%（H15.4月～） → 9.34%（H22年度） → 9.50 %（H23年度） → 10.00 %（H24年度～） →

（注）1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

● 都道府県単位保険料率の決定について

【平成30年度都道府県単位保険料率】

北海道	１０．２５％	石川県	１０．０４％	岡山県	１０．１５％
青森県	９．９６％	福井県	９．９８％	広島県	１０．００％
岩手県	９．８４％	山梨県	９．９６％	山口県	１０．１８％
宮城県	１０．０５％	長野県	９．７１％	徳島県	１０．２８％
秋田県	１０．１３％	岐阜県	９．９１％	香川県	１０．２３％
山形県	１０．０４％	静岡県	９．７７％	愛媛県	１０．１０％
福島県	９．７９％	愛知県	９．９０％	高知県	１０．１４％
茨城県	９．９０％	三重県	９．９０％	福岡県	１０．２３％
栃木県	９．９２％	滋賀県	９．８４％	佐賀県	１０．６１％
群馬県	９．９１％	京都府	１０．０２％	長崎県	１０．２０％
埼玉県	９．８５％	大阪府	１０．１７％	熊本県	１０．１３％
千葉県	９．８９％	兵庫県	１０．１０％	大分県	１０．２６％
東京都	９．９０％	奈良県	１０．０３％	宮崎県	９．９７％
神奈川県	９．９３％	和歌山県	１０．０８％	鹿児島県	１０．１１％
新潟県	９．６３％	鳥取県	９．９６％	沖縄県	９．９３％
富山県	９．８１％	島根県	１０．１３％		

● 都道府県ごとの保険料率の設定のイメージ

都道府県ごとの保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなります。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなります。このため、都道府県間で以下の「年齢調整・所得調整」を行います。

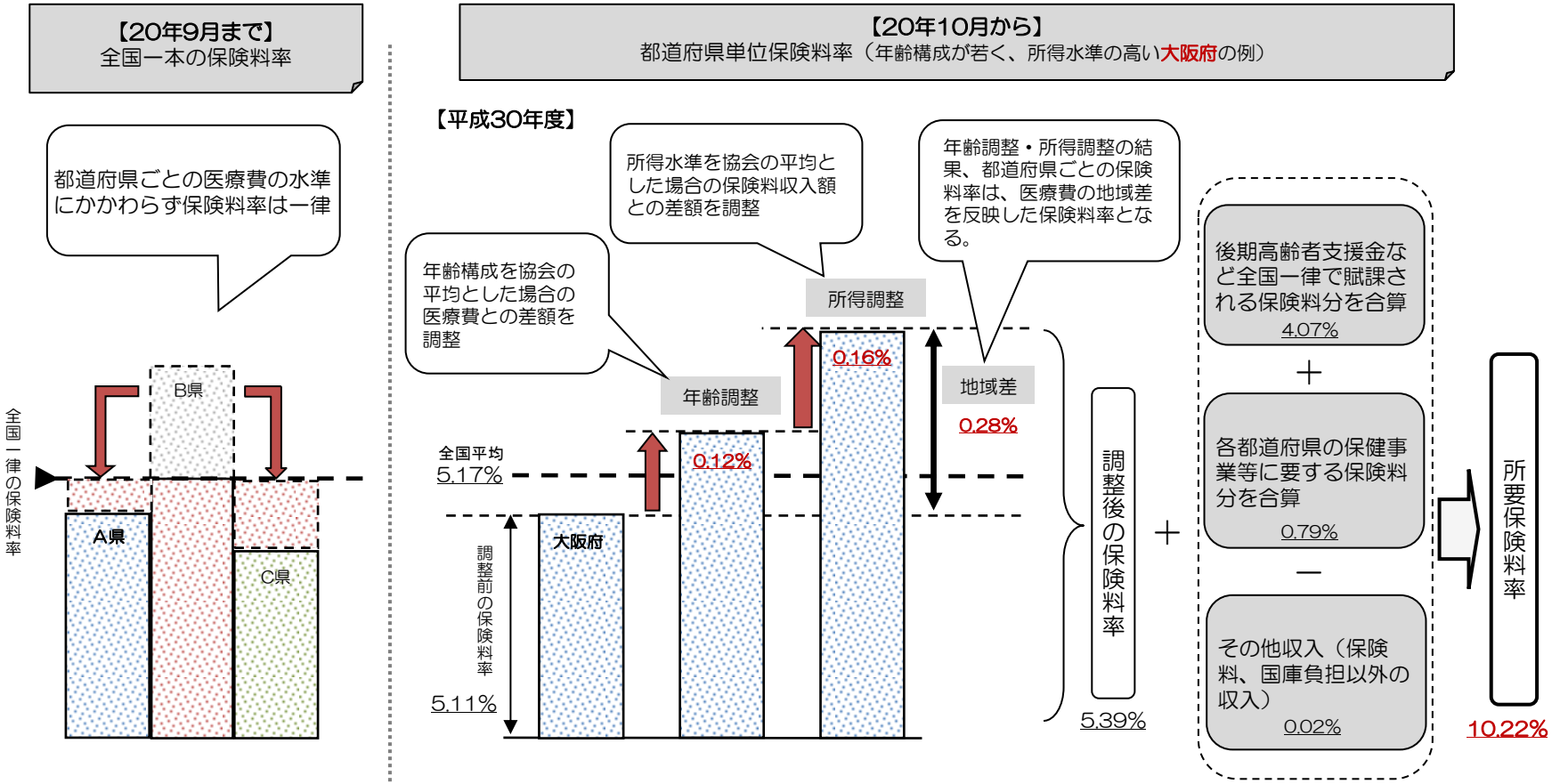

● 保険料率の構成について（平成30年度都道府県単位保険料率）

平成30年1月29日	第90回　全国健康保険協会運営委員会	参考資料1

（単位：%）

		医療給付費についての調整前の所要保険料率 (a)	調整(b) 年齢調整	調整(b) 所得調整	医療給付費についての調整後の保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.83)	保険料率（激変緩和措置後）（精算・特別計上等除く） (c)	保険料率（激変緩和措置後）（精算・特別計上等含む） (c+α)
	全　国	5.17	―	―	5.17	10.00	10.00	10.00
1	北　海　道	6.17	▲ 0.25	▲ 0.38	5.54	10.38	10.27	10.25
2	青　森	6.18	▲ 0.13	▲ 0.92	5.12	9.96	9.97	9.96
3	岩　手	5.77	▲ 0.20	▲ 0.62	4.94	9.78	9.84	9.84
4	宮　城	5.56	▲ 0.10	▲ 0.26	5.20	10.04	10.03	10.05
5	秋　田	6.71	▲ 0.45	▲ 0.91	5.35	10.19	10.13	10.13
6	山　形	5.84	▲ 0.17	▲ 0.50	5.17	10.01	10.01	10.04
7	福　島	5.13	▲ 0.06	▲ 0.16	4.90	9.74	9.81	9.79
8	茨　城	4.85	0.04	0.10	4.99	9.83	9.87	9.90
9	栃　木	5.04	▲ 0.01	0.00	5.03	9.86	9.90	9.92
10	群　馬	5.14	▲ 0.04	▲ 0.08	5.02	9.86	9.90	9.91
11	埼　玉	4.74	0.02	0.20	4.96	9.79	9.85	9.85
12	千　葉	4.86	▲ 0.07	0.20	4.99	9.82	9.87	9.89
13	東　京	4.23	0.06	0.75	5.03	9.86	9.90	9.90
14	神　奈　川	4.61	▲ 0.02	0.49	5.08	9.91	9.94	9.93
15	新　潟	5.11	▲ 0.12	▲ 0.32	4.68	9.51	9.65	9.63
16	富　山	4.76	▲ 0.07	0.17	4.86	9.69	9.78	9.81
17	石　川	5.21	▲ 0.02	0.02	5.21	10.04	10.03	10.04
18	福　井	5.26	▲ 0.10	▲ 0.04	5.12	9.96	9.97	9.98
19	山　梨	5.35	▲ 0.09	▲ 0.16	5.09	9.93	9.95	9.96
20	長　野	5.00	▲ 0.06	▲ 0.18	4.75	9.59	9.70	9.71
21	岐　阜	5.06	0.03	▲ 0.04	5.05	9.88	9.91	9.91
22	静　岡	4.76	▲ 0.06	0.15	4.85	9.68	9.77	9.77
23	愛　知	4.54	0.17	0.34	5.05	9.88	9.91	9.90
24	三　重	4.91	0.05	0.05	5.01	9.84	9.89	9.90
25	滋　賀	5.05	0.05	▲ 0.10	4.99	9.83	9.88	9.84
26	京　都	5.05	0.03	0.09	5.17	10.01	10.00	10.02
27	大　阪	5.11	0.12	0.16	5.39	10.22	10.16	10.17
28	兵　庫	5.23	0.04	0.02	5.30	10.13	10.09	10.10
29	奈　良	5.65	▲ 0.03	▲ 0.41	5.20	10.04	10.03	10.03
30	和　歌　山	5.69	0.04	▲ 0.48	5.26	10.09	10.07	10.08
31	鳥　取	5.91	▲ 0.09	▲ 0.72	5.09	9.93	9.95	9.96
32	島　根	6.12	▲ 0.22	▲ 0.58	5.33	10.16	10.12	10.13
33	岡　山	5.49	0.06	▲ 0.17	5.38	10.22	10.16	10.15
34	広　島	5.27	0.02	▲ 0.09	5.20	10.04	10.03	10.00
35	山　口	5.71	▲ 0.17	▲ 0.13	5.40	10.24	10.17	10.18
36	徳　島	6.03	▲ 0.09	▲ 0.39	5.55	10.39	10.28	10.28
37	香　川	5.80	▲ 0.04	▲ 0.26	5.50	10.33	10.24	10.23
38	愛　媛	5.73	0.05	▲ 0.49	5.29	10.13	10.09	10.10
39	高　知	5.91	▲ 0.11	▲ 0.43	5.37	10.20	10.14	10.14
40	福　岡	5.76	0.03	▲ 0.29	5.49	10.33	10.24	10.23
41	佐　賀	6.88	▲ 0.13	▲ 0.78	5.97	10.80	10.58	10.61
42	長　崎	6.28	▲ 0.11	▲ 0.72	5.45	10.28	10.20	10.20
43	熊　本	5.99	▲ 0.01	▲ 0.70	5.28	10.11	10.08	10.13
44	大　分	6.26	▲ 0.14	▲ 0.65	5.47	10.30	10.22	10.26
45	宮　崎	6.02	▲ 0.03	▲ 0.86	5.12	9.96	9.97	9.97
46	鹿　児　島	6.19	▲ 0.00	▲ 0.88	5.31	10.15	10.11	10.11
47	沖　縄	6.43	0.35	▲ 1.72	5.07	9.90	9.93	9.93

（注）・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の所要保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.46%）、前期高齢者納付金等（3.61%）、保健事業費等（0.79%）、その他収入（▲0.02%）に係る合計の保険料率（4.83%）を加算したものである。
・保険料率（c）は、激変緩和措置として、当該支部の医療給付費についての調整後の保険料率の全国計との差が10分の7.2となるよう調整した上で、全国一律の保険料率4.83%を加算したものである。
・保険料率（c+α）は、保険料率(c)には含まれていない、平成28年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分及び支部ごとの特別計上分を含めて算定したものである。

● 激変緩和措置について

協会けんぽでは、平成21年9月から都道府県ごとに保険料率を設定していますが、それまでは全国一律の保険料率であったことから、保険料率の差が急激に広がらないよう、全国平均の保険料率と都道府県の保険料率の差を圧縮する経過措置（以下、「激変緩和措置」という）が取られています。

この措置は、平成31年度までに段階的に解消していくこととしており、平成30年度は、より都道府県ごとの医療費の差が反映される保険料率となります。

【現時点の計画における平成30年度以降の激変緩和率（予定）】

平成31年度　→　8.6 / 10 (32年3月解消)
平成32年度　→　10 /　10

大阪支部保険料率の年次推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全国平均保険料率	8.20%	8.20%	9.34%	9.50%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%
大阪支部保険料率	8.20%	8.22%	9.38%	9.56%	10.06%	10.06%	10.06%	10.04%	10.07%	10.13%	10.17%
大阪支部所要保険料率		8.35%	9.56%	9.74%	10.23%	10.26%	10.29%	10.19%	10.20%	10.21%	10.22%
激変緩和率		1.0/10	1.5/10	2.0/10	2.5/10	2.5/10	2.5/10	3.0/10	4.4/10	5.8/10	7.2/10

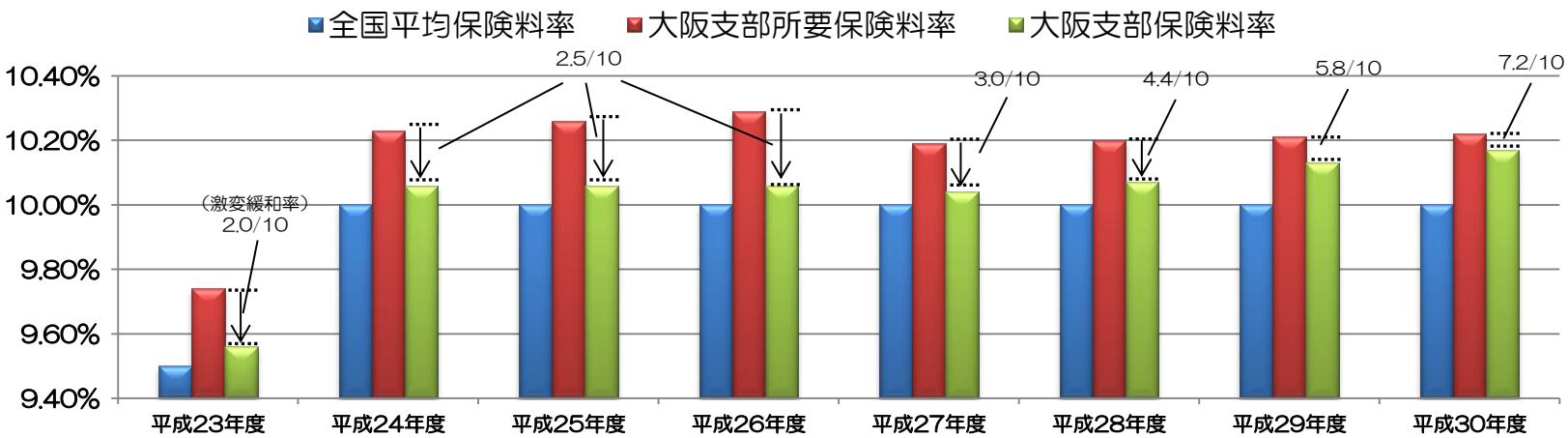

● 今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール　（現時点での見込み）

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運営委員会	9/13		11/21	12/19 （12/27）	1/31	（下旬）	下旬
	事業計画（H31年度）						
	予算（H31年度）						
			インセンティブ制度				
	平均保険料率				都道府県単位保険料率		（保険料率の広報等）
支部評議会					支部長意見提出		
				12/13 支部評議会	1/17 支部評議会		
		保険料率			都道府県単位保険料率		
			支部の事業計画（H31年度）				
			支部の予算（H31年度）				
国・その他	制度見直し検討			政府予算案閣議決定	激変緩和率の提示	保険料率の認可等	事業計画、予算の認可等